

令和5年2月21日

保護者様

富士保育園 園長 浅沼鎮雄

## インフルエンザにおける登園停止手続きについて

令和2年11月より新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして児童が季節性インフルエンザに感染した際の取り扱いが変更となっております。

【理由】新型コロナウイルス感染拡大防止及び医療機関の負担軽減のため

【令和2年11月以前】登園時に医療機関を受診し医師の証明をもらい提出

【令和2年11月以降】

**「インフルエンザ出席停止報告書」に保護者が記入し提出**

### 【インフルエンザの発症から登園までの流れ】

- ① インフルエンザ症状発症
- ② 医療機関受診（インフルエンザ診断）
- ③ 保育園に医師から診断された内容を報告
- ④ 保護者が「インフルエンザ出席停止報告書」「発熱経過表」を記入し、医療機関の受診日がわかる書類（診療明細書・薬の服用説明書等）を添付し登園当日の朝、保育園へ提出

### 【インフルエンザの出席停止期間】

**発症後5日を経過し、解熱後3日を経過するまで**

### 【お願い】

インフルエンザ以外の感染症の場合はこれまで同様の手続きをお願いいたします。（園の登園許可証・登園届）